

道州制導入に反対する意見書

我々町村議会は、平成20年の町村議会議長全国大会以来、その総意により、「真の分権型社会の実現を図るため、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、政府与党に対し申し入れてきたところである。

また、全国町村議会議長会では本年4月15日に、「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行い、更に7月18日には、「分権型社会の実現を図るため、道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し要請してきたところである。

しかしながら、政府・国会議員や財界主導により、道州制導入に向けた議論が進められ、既に野党の一部においては、「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、与党においても、道州制導入を目指す法案を国会へ提出する動きが依然としてみられる。

これらの法案では、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村は事実上の合併を余儀なくされ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

国と地方の役割分担の見直しにあたっては、権限・事務・税財源の移譲等を具体的に示し、国民に対して丁寧な説明をし、地方の意見を十分に踏まえたうえで進めるべきである。

よって、我々新温泉町議会は、地方分権の推進に逆行するような道州制の導入に反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

衆議院議長 伊吹 文明 様

参議院議長 山崎 正昭 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣法第九条の第一順位

指定大臣（副総理） 麻生 太郎 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

総務大臣

内閣府特命担当大臣（地方分権改革）

道州制担当 新藤 義孝 様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長 小林 俊之